

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S & I J A P A N

〒150-0001 渋谷区神宮前4-16-8 大場ビル2階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014 [地図](#)

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当 : 矢守 章子)

<http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを7月25日付けで更新しました。

(弊所夏休みのお知らせ)

誠に勝手ながら、以下のように夏休みをとらせて戴きますので、ご不便をお掛け致しますが、宜しくお取り計らいください。

バンコク事務所の夏休みを2009年8月12日から16日まで

東京事務所の夏休みを2009年8月24日から28日まで

夏休み期間のご連絡は、メール及びファックスにて承ります。また、バンコク事務所では、夏休み期間中でも所長以下、出勤している者がおりますので、電話連絡も可能となっておりますので、ご利用ください。

(タイ特許法案2006年版、タイ商標法案2009年版、タイ著作権法案2009年版について)
現在、タイ政府において上記3法案が検討されています。特に商標法案及び著作権法案について弊所を含め外部意見募集がなされております。そこで弊所にてタイ商標法案及びタイ著作権法案の現行法との対照表を作成致し、既に[会員ページ](#)にアップロード致しました。また、今後、近いうちに特許法案対照表を作成する予定です。

(海賊版ソフトの摘発が日系企業で相次いでいますので、ご注意ください)

ジェトロバンコクからの情報によると、最近特に、日系企業の摘発が続いているとのこと
です。摘発者はB S A (Business Software Alliance) で、その代理人はある同じ調査会社で
す。エンフォースメントビジネスは、最近是不況の影響で、縮小していますので、最も高
額な和解金額が取りやすい日本企業が狙われやすいと思います。ご注意ください。

(P C T加盟の準備状況)

既に法制審議局を通過しており、タイ外務省のサイン待ちの状態となっております。この
後、サイン後、内閣への報告(承認は既に終了しています)及びW I P Oへの送付という
段階を迎えております。W I P Oへ送付後、3ヶ月後に発効となります。現在、内部で検
討されているのが、タイで受け付けられた出願のI E A(国際審査機関)の選択です。候
補として、E P O, 日本、オーストラリア、韓国などが挙がっていますが、未だ決定はされ
ておりません。諸状況を考え併せますと、今年中には発効になるかと予想されます。

(再送:タイ政府の料金表が改訂されました)

7月1日付けで、タイ政府の特許政府手数料の中で、外部審査委託費用(海外特許庁への
委託、恐らくオーストラリア特許庁を指しているものと思いますが)が今まで6万バーツ
(18万円相当)だったものが、値上げして8万バーツ(24万円相当)となります。今
回の料金改正は軽微な改正ですので、弊所よりクライアントに配布することは致しません
ので、ご了承ください。更に詳しい情報を入手したい場合、弊所までお知らせください。

(再送:タイの早期審査及び優先審査の誤情報について)

最近、弊所クライアントより問い合わせがあり、弊所で調べた結果、パテント誌4月号
Vol. 62, No. 5 p53-54(日本弁理士会発行)に間違った情報が掲載されている旨、弊所にて
確認致しました。なお、本件は、日本特許庁のホームページにも同様な記述がされてい
ることを確認しました。弊所見解は、以下のとおりですので、ご確認ください。

「パテント誌 vol.62 no.5 54 頁の部分ですが、

(原文)

「(優先審査)特許または意匠登録出願の公開後、第三者が当該特許または意匠登録
出願においてクレームされた発明または意匠を出願の同意なく実施していた場合、タ
イ国特許庁により当該出願は他の出願に優先して審査される。」

(弊所見解)

優先審査という制度は無く、あくまで上申書にて審査を促進することができます。過
去の例(弊所の例だけですが)侵害の可能性が高い案件について、特許または意匠で
審査を優先して登録を行なうことができました。

(原文)

「(外国審査結果提出に伴う早期審査) 特許(意匠については適用されない)の出願人が外国の審査結果に係る書類を提出した場合、タイ国特許庁において当該出願は他の出願に優先して審査される。」

(弊所見解)

外国審査結果の提出は、特許法及び規則上、義務規定であり、審査結果を提出しない場合には、みなし取り下げとされます。(特許法第27条、及び省令22部第13条) また、法規則では意匠には準用されており、意匠の場合も同様提出しなければならないと考えます。但し、この運用は、緩やかに運用されており、例えば「90日以内」という期限は、實際上無視されております。また、意匠でも提出は任意であると政府見解で述べています。しかしながら、審査結果提出は義務規定であるため、権利行使や裁判まで考えるのであれば、必ずこの規定を遵守されることをお勧め致します。

参考までに関連条文を以下、掲げます。

「第27条 出願人の審査に当たり、担当官は出願人を説明のため出頭させること、又は文献その他追加資料を出させることができる。

出願人が外国においてすでに出願済みであるとき、出願人は省令の定める規則、手続きにより出願した発明の審査結果又は詳細を提出しなければならない。

外国語による書類を提出しなければならないとき、出願人はタイ語の翻訳を付して提出しなければならない。

出願人が90日以内に第1項の担当官の命令に従わないとき、又は、第2項の書類を90日以内に提出しないとき、出願を放棄したものとみなす。ただし、局長が適当と認めた期間期限を延長したときを除く。」

(以下は、省令第22部の第13項(条))

「第13項 特許出願人が、タイ国外で一つの発明に関する特許出願を行ない、その特許出願人が外国から審査結果に関する報告あるいは書類を受領した時、その者は、その報告あるいは書類を受領した日から数えて90日以内に、担当官に対してタイ語に翻訳された書類と共に、前述の報告及び書類を送付しなければならない。

特許出願人が、複数の外国で一つの発明に関する特許出願をした場合、その者は、最初に出願した外国あるいは局長が指定したいずれかの外国の審査結果報告書あるいは書類を送付しなければならない。

審査報告書あるいは書類には、それらの書類を公布した特許庁名、特許出願人名、特

許出願日、外国間の発明分類記号、審査する専門分野、及び審査に関連し、かつ必要な書類を明記しなければならない。その他に、その特許出願発明が、その外国が規定した法律の条件に依拠しているか否か、また発明の詳細が、その外国の法律が規定している内容に依拠しているか否か、さらに、必要又は不必要な特許請求範囲が前述の外国の特許法に基づく保護を受けているかどうかを、検討した理由と共に明記しなければならない。

第一段落及び第二段落に基づく書類の提出においては、担当官に対し提出するか、あるいは以下のいずれかの場所の担当官に書留郵便で送らなければならない。

(1) 商務省知的財産局

(2) 局長が指定した県付属商務局あるいはその他の機関

第三段落に基づく外国からの審査結果に関する報告書あるいは書類が不完全であり、かつ出願人からの申し出があった場合、局長は、前述の審査に関する報告書あるいは書類の送付期限を延長することができる。」

～編集者より～

前回のニュースで商標法改正案について採り上げた。改正案は、現在国会審議待ちの状態だが、既に秒読みの段階であると認識している。この改正案の中で、タイに進出している日本企業で注意したい点がある。

それは、商標の使用の概念がさらに明確化されるという点である。タイ商標法第 110 条に以下の条項が追加される。

「1991 年商標法第 110/1 条として以下を追加する。

(1) 商品の梱包の使用する荷物または容器上に、第 108 条に基づき偽造された商標、証明標章、若しくは団体標章を表示した者、または第 109 条に基づき他人の商標、役務商標、証明標章もしくは団体標章を模倣した者で、当該荷物または容器に、公衆に対しその他人の商品であると混同させる目的で商品を梱包した者は、各条項で規定する罰則を科せられなければならない。

(2) 公衆に対し商標、証明標章若しくは団体標章権者の商品であると混同させる目的で、自身または他人の商品用に、既に登録された他人の商標、証明標章若しくは団体標章を表示した荷物または容器を使用した者は、第 108 条に規定する罰則を科せられなければならない。」

つまり、包装容器上に商標を付す行為も、使用行為と明記される。(日本商標法には商標法第 2 条 3 項に既に明記されているが) この点、今までウヤムヤのまま現地で操業する日本企業及びライセンス生産している企業は注意が必要であろう。

7 月上旬に所用でハノイを訪問した。今年 10 月施行の知的財産関連法の改正について情報を得た。詳細は、このニュースの本文を読んでもらいたい。特に重要な改正点は、著作権法の改正と共に、水際措置における第三者機関 (Vietnam Intellectual Property Research Institute, VIPRI) の設立であろう。

2008年1月に、バンコクで開かれた ASEAN 税関セミナー（正式名：IPR Enforcement Seminar on Border Measures）で ASEAN 各国の税官吏を相手に講演した時に、話題の一つとなった問題が、「知的財産侵害品としてはっきり判るモノについては、すぐに税官吏が対応できるが、類似品（類似商標や類似物品）の場合、侵害かどうかを誰が判断するか。」と言った問題だった。

その時にこの問題を私が日本政府に振った処、日本特許庁の回答が、「商標については、全て税関が対応する。特許や意匠については、税関から特許庁へ問い合わせを行なう」という簡単な回答だった。

しかしながら、どの程度日本特許庁が関与し、その関与する頻度（年に何件あるのか）や、日本特許庁判断の時間（何時間で判断を下すのか）などを問い詰めて行くと、日本特許庁担当者がムニャムニャとなり、回答できなかつたことを記憶している。水際措置というのは、表向き制度は恰好良くできているものの、ほとんど機能していないのではなかろうかと私が感じ始めていた頃（今では機能不全であることを確信しているが）のことである。

たまたま、私の隣に居たベトナム政府の役人が、「井口さん。良い質問だ。」と、誉めてくれた。つまり、どの国においても、水際措置を行なう場合、どうしても知的財産を司る官庁が何らかの形で関与しない限り、権利者にとっても非常に危うい措置となってしまう。だから、どういう場合、知的財産官庁に判断する権限を与えるかあるいは、関与させるかどうか、が、極めて現実的な問題となるのである。

このような課題に、いち早く新たな制度を構築したのが、ベトナム政府の第三者機関の設立である。これによって、水際措置で疑わしい物品を発見した場合、この第三者機関が判断するというものだ。いよいよベトナムの水際措置（私には特に対中国を期待しているのだが）が本格始動し始めるのではないかと、内心大いに期待している。

もう一つ、ベトナムで、気付いたのは、既にベトナム政府知的財産局には、日本人職員は派遣されておらず（今年3月末で引き上げている）、検索DBが残されたままである。そこで、特許調査を行っている事務所を訪問し、日本政府援助終了後の、政府から公衆向けの情報サービスについて聞いてみた。「ベトナム政府は、3月末に日本人職員が引き上げた後、全くデータを更新できていない。このため、既に特許調査に支障が生じ始めている。ベトナム政府職員に尋ねた処、お金が日本政府から出ていない。」との由。この状態がその後半年続くと、恐らく全く意味のない検索DBとなっていくことが予測される。

公式見解は、恐らく「日本政府援助が終了した後、その資材を引き渡し、すでにベトナム政府の所有となっており、その後のメンテナンスや入力経費については、ベトナム政府が負担するという合意が二国間の間でなされている。」というものであろう。しかしながら、ベトナム国内向けには、ベトナム政府職員から「日本援助が終了したからメンテナンスできない。」と表明される。なんとも悔しい話ではないだろうか。「感謝」の言葉すらない。

私が、今年8月号の特技懇誌（特許庁の現役審査官やOB審査官の親睦団体）に投稿し、特技懇により、削除された部分がある。修正前が以下の文章で、削除された部分に下線が入っている。これは、私の近未来の予想であるが、

「過去に、タイでは95年から5年間の工業所有権情報センタープロジェクトがJICAの援助で行なわれ、その成果物であるタイの公報検索システムは、今でも改造され利用されているものの、その援助が途絶えてからというもの、日本特許庁が本格的にかつ継続的に取り組んだ援助は、ほとんど無いに等しい。今現在進行している他のアジア諸国への援助も似たようなものとなるだろう。」

どのように私の予測を覆すか、大いに興味を持って見守りたいものである。このような文章を書いていたら、タイ政府知的財産局の課長から、「来年度（10月から始まる）意匠検索システムの構築予算がとれた。来年中頃には、公衆サービスができる」と、喜んで連絡してきた。現在の意匠検索システムは、日本政府援助のシステム（2000年完成）を改造したものであるため、非常に不具合が多く、画像精度が悪かった。この予算で、一人前のシステムになるかと思うと、私も感慨深いものがある。さらに、現在政府内部で、タイ知的財産局を公社化する方向で検討が進んでいるという。（誤情報の可能性があります、詳しくは本文ニュースをご覧ください）公社化すれば、さらに良いDBシステムがどんどん出来るものと期待したい。

話の流れで、もう一箇所、特技懇誌の中で、現役審査官へのメッセージ部分で、削除された箇所がある。

「②「世間と接しつつ、審査官としての見識を深めてほしい。

「審査官」を観察していると、「人」というものを知らなさ過ぎるという点で驚かされる。私が後輩達によく言うのだが、審査官という人材は、真面目に大学で理工系を学び、昼夜実験に明け暮れ、公務員試験に合格した後、特許庁の審査室に送り込まれる。高校卒業以来、「人」と接触した回数そして時間は、人文系の人間と桁が違うのではなからうか。つまり、「人」なるものを知らないで審査室に閉じこもってしまっているのではなからうかと思っている。人嫌いが嵩じて理工系を選んだという人もいるだろう。

さらに悪いことには、審査室というのは、均一の人で成り立っている。つまり、同程度の学識、同程度の境遇、そして同じ職の集まりである。まったく異なった職の人達とぶつかり合うことは全く無い。それは喩えて言うなら無菌状態と表現してもよい。そして仕事は審査である。「拒絶する」「査定する」全ての行為が、当然ながら、上からの目線での仕事である。この仕事の感覚が、日常生活にもヒタヒタと入り込んで、堅物のような人間が出来上がるのである。「感謝する」とか「詫げる」とかいった社会生活に必要な基本的感性を持った人間ではなくなっていくのである。

趣味や地域社会で多くの友人達と一緒に活躍している審査官は別として、とにかく多くの審査官が「人」というものを知らないで過ごしてしまっている。それが原因で様々なトラブルを外の社会（人の世）で起こし

がちである。これを乗り越えるためには、是非、多くの色々な違った分野(庁内にも色々な業務に携わっている人達がいる)や立場や業種の人と接触し、ある一定の距離感であらゆる人と接触できるようになってほしいものである。」

最も現役審査官に対して言いたかった部分(削除部分に下線を入れた)だが、今後の審査官育成にあたって、特許庁ビジョン(2009年4月17日公表)に沿って、どのような人物が現れてくるのか、実に興味がある。

つい数日前にもネットの全国ニュースで審査官らしき人物(特定化されていないが)が、キセル定期券使用でお咎めを受けたばかりなのだが。私の心配が杞憂に過ぎないことを遠国より念じたい。

(参考までに)

「キセル乗車191回、特許庁職員を戒告処分

経済産業省は15日、キセル乗車を191回繰り返したなどとして、特許庁専門行政職(課室長級)の50歳代の男性職員を戒告処分にしたと発表した。

同省によると、この職員は昨年5月～今年3月、電車で帰宅する際、回数券などを利用してキセル乗車し、運賃の一部計1万3740円を支払わなかった。

また、2002年10月～今年4月、申請した通勤手当よりも安い経路で通い、計15万7350円の差額を得ていた。(2009年7月16日00時32分 読売新聞)」

～シンガポール知的財産庁が中学3年生を対象にIPキャンプを開催～

シンガポール知的財産庁(Ipos)が中学3年生を対象に第6回年次IP Champion Campを開催し、51校から180名が参加した。キャンプは3日間で、簡単な知財法が教えられた他、アニメーション講義やワークショップも行われた。

(2009年6月12日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイ企業は地理的表示の重要性に注目すべきであると専門家の意見が一致～

昨日開かれたセミナーRural Development and Agricultural and Food Quality Linked to Geographical Origin in Asia: Lessons and Prospectiveにおいて、タイの企業は地理的表示の重要性により注目すべきであると専門家らの意見が一致した。このセミナーはタイ知的財産局、国連食糧農業機関及び欧州委員会代表団により開催された。タイ知的財産局では今週、サラブリーのJeck Chuey Soa Hai米、チュムポーンのLueng Patew米、カラシン・カオウォンのもち米、ポーサーンの傘、バーンチアンの陶器、チェンマイの青磁、EUのプロシュート・ディ・パルマを地理的表示に登録した。これまで地理的表示出願をしたタイ製品のうち30件が登録され、外国製品は5件が登録されている。Puangrat Asavapisit 知的財産局長は今年あと5件のタイ製品が登録される予定だと話している。欧州委員会は水曜、タイ政府に対し知的財産侵害抑制に関する努力に賛辞を述べた。

(2009年6月13日、タイネーション)

～タイで中小企業を対象に低価格正規ソフトウェアプロジェクト～

科学技術省は商務省と合同で「タイ中小企業向け低価格正規ソフトウェア」プロジェクトを開始した。これは中小企業が無理なく買えるプログラムを使用して競争力を高めることと、タイ全体の海賊版ソフトウェアの割合を低下させることを目指したものである。このプロジェクトの対象となるプログラムにはタイ地元ソフトウェア会社 **Senior Com** の **Active Personal & Payroll Software (Active PPS)** と **Active Financial Accounting Software (Active FAS)** があり、7月1日から全国の **SE-ED** 書店でそれぞれ 90 パーツで購入できる。インストール後、ユーザーは必要に応じて無料で多数コピーすることができる。プログラムは来年末で期限が切れ、期限が切れた後は 1 年間 1,000 パーツのライセンス料が必要になる。

(2009年6月24日、タイネーション)

～タイの漫画家らがキャラクターの著作権者としての利益を確保できるよう政府に要請～
タイの漫画家が政府に対し、創作したキャラクターの著作権者の一部として認めることでキャリア開発を標準化するよう要請した。**Thai Cartoon Association** の **Sakda Eow** 副会長は、漫画家にはヒットキャラクターを作っても報酬がなく、金銭的な利益は全て漫画家が働く企業のものになってしまうと話す。漫画家らは政府が制作会社との交渉の引き金としての役割に焦点を合わせてくれるのを期待しており、被雇用者ではなくアーティストとして扱われることを望んでいる。漫画家らもまた、著作権の利益を守るために著作権登録を学ぶなどやり方を変える必要がある。もしわからないのであれば、弁護士やマーケティング会社に相談するべきだと **Sakda Eow** 氏は述べている。**Thai Cartoon Social Entrepreneur Network** は、タイ製品を国際的にプロモートしようという政府のクリエイティブエコノミー事業に参加する計画で、漫画家らはこのコラボレーションが製品のオーナー、エージェンシー及び雇用主との交渉力を強化するものと期待している。**Universal Music (Thailand)** の **Ronnapong Kamnuanthip** ジェネラルマネージャーは、日本と韓国が良い例であると話す。日本と韓国の政府は漫画家と漫画ビジネスを真剣に奨励及び支援している。同氏は、このことが、日本と韓国での漫画ビジネスがタイを含む外国において成長した理由であると話している。

(2009年6月24日、バンコクポスト)

～タイ NSTDA がジャスミンライスの香りの原因遺伝子を米国で特許登録したのは諸刃の刃～

National Science and Technology Development Agency (NSTDA) は昨年1月に米国で、世界的に有名なジャスミンライス、ホームマリライスに香りを生み出す遺伝子を特許化し、先週、ジャスミンライスの香りの原因遺伝子情報を解読した科学者のチームと共に、プミポン国王に特許登録の報告をした。しかしながら、法律の専門家と農家はこの特許登録は諸刃の刃となり得ると話す。特許化することで非特許権者は新しく発見された遺伝子を 20 年の特許期間中使えなくなるが、これによりタイの米農家にも長期間不利な立場に立たされることになる。これまでタイは生物 (**living organisms**) の特許化に反対してきた。米遺伝子の特許化の動きは、タイが生物の特許登録を後押しする立場に方向転換したとい

う間違った意図を貿易相手国に送ることになると、FTA を監視する活動家ネットワーク、FTAWatch の Buntoon Srethasirote 氏は話す。同氏はこの動きは、自由貿易問題において、タイに生物と遺伝子資源の登録を認めさせようという EU や米国の影響によるものであると疑っている。

(2009年7月3日、バンコクポスト)

～タイ農務局がオランダによるタイ野生植物種の特許登録の阻止に動き～

タイ農務局はオランダが Siam Tulip として知られるタイの野生クルクマの品種 Pathumma を自国の限定地域の植物として特許登録するのを阻止すべく、EU の植物保護品種蓄積拠点であるパリに情報調査チームを緊急派遣した。Pathumma であると判明すれば、タイはただちに異議申立を行なう構えである。

(2009年7月7日、デイリーワールドトゥデイ)

～タイ大手レコード会社 GMM Grammy に Warner 社が音楽著作権管理を任命～

タイの大手レコード会社の一つである GMM Grammy が、Warner/Chappell Music(Thailand)より Warner の音楽著作権管理を任命された。GMM Grammy のビジネスユニットの一つである GMM International の Surachai Sensri マネージングダイレクターによれば、国際的企業が地元企業に音楽著作権管理の任務を与えるのはこれが初めてだということである。(2009年7月8日、タイネーション)

～タイの必須医薬品に関する作業部会が製薬会社との価格是正交渉結果を小委員会に提出～

マティション紙より

必須かつ健康保険の基本制度で国民のアクセスが困難な医薬品・医療用品の価格是正に関する作業部会の議長を務める Siriwat Tiptaradol タイ商務省事務次官補は、以下の医薬品 3 種についての価格是正交渉の結果を、必須かつ健康保険の基本制度で国民のアクセスが困難な医薬品・医療用品選択小委員会に提出したと述べた。この 3 種とは Roche(Thailand) の Rituximab、Whyette の Etanercept、Shering の Infliximab である。同小委員会はこの 3 種類の医薬品について製薬会社から提案された内容に満足しておらず、公務員福利厚生、社会保険、及びユニバーサル医療計画（訳注：いわゆる 30 パーツ医療制度）の三制度の対象患者に行き渡らせるため、同作業部会に新たな価格是正交渉を開始させる必要がある。

(2009年7月9日、タイ強制実施権情報センターウェブサイト)

～タイの農家を支援する NGO がハッキング被害～

外国の農業複合企業に対するタイ農家の戦いを支援している NGO、Bio Thai Foundation のウェブサイトがここ数年の間に 3 回ハッキングされ、情報が盗まれている。遺伝子組み換え作物のタイ当局への登録やその作物のタイでの実験など、外国企業のプロジェクトに対する大キャンペーンを開始すると必ず同 NGO のウェブサイトがハッキングされると Kingkorn Narinkul na Ayutthaya 副代表は話している。

(2009年7月14日、タイネーション)

～タイのジャスミンライスがベトナムと中国にシェアを奪われる危機～

タイの Hom Mali 米輸出最大手である Uthai Produce の Charoen Laothamatas 社長はタイの Hom Mali 米が高い価格と研究開発への投資の不足により、ベトナムと中国にシェアを奪われる危機にあると警告し、これは政府が品質に関わらず大量に生産するよう農家に奨励しているためだと話した。ベトナムの香り米はタイのものより品質は低いと思われるが、改良に投資が続けられており、中国でも香り米への大きな投資が行われ、毎年新しい品種が発売されている。

(2009年7月20日、バンコクポスト)

～タイ知的財産局が公共団体に転換～

タイ政府の大規模なクリエイティブエコノミー政策の一環として、知的財産局が業務の合理化と拡大をすべく公共団体に転換することとなった。この政策の下、タイ政府はサービスセクターにおけるクリエイティブ産業の歳入への貢献を2012年までに1兆8,000億バーツ、少なくともタイGDPの20%にする計画である。現在クリエイティブ産業の貢献は9,000億バーツ、GDPの10%となっている。柔軟性ある独立した運営を確保する、民間企業と似た構造を持った公共団体への転換を含む、過去に例のない知財戦略が先週内閣に承認された。計画では、この新公共団体は独立した理事会、事業体、及び消費者の要望に対応するサービスユニットを持つことになる。この新機関は現存する独立機関、例えば National Science and Technology (NSTDA) と同様に機能することになる。NSTDA は現在 National Center for Genetic Engineering and Biotechnology (Biotech) や National Electronic and Computer Technology (Nectec) といった幾つかの主要機関を監督している。現在の IP センターは Creative Thailand Institute にアップグレードされ、行動計画と活動(訳注:タイ政府ウェブで公表済み)は関係政府機関との協力を強調して成立する。この行動計画と活動は各地の潜在的な事業や製品の開発奨励計画並びに映画、音楽、ライフスタイル、文化芸術、及びフードビジネスなど15の事業部門の開発を含むクリエイティブエコノミーの核心部分3箇所をカバーする。

(2009年7月23日、バンコクポスト)

～ベトナム知財法とプラクティス最新情報～

1. 2009年7月1日、生物多様性法施行
2. 2009年6月30日、Vietnam Intellectual Property Research Institute (VIPRI) による特許、商標、地理的表示の調査(侵害に対する専門意見提供)の受付正式開始に関する公式通知書 No.18/TB-TVGD に元ベトナム知的財産庁長官の Pham Dinh ChuongVIPRI 理事長が署名。
3. 2009年6月19日知的財産法改正案が国会を通過。改正法は2009年6月29日に発布されており、2010年1月1日に施行予定である。主な改正点は以下の通り。

著作権と隣接権

- ・ 既に発行された著作物で認可の必要ないものに対する使用料は特定の使用に従って計算される。(Article26.1 及び Article33.1)

- ・ 映画著作物、写真著作物、応用芸術、作者不明の作品に対する著作権保護期間を最初の発行日から 75 年、又は作品が創造された日から 25 年以内に発行されていなかった場合には創造された日から 100 年間に延長する。(Article27.2(a)) 同時に舞台著作物は削除され、これに対する保護期間は存命期間となる。(Article27.2(b))
- ・ 録音著作物及び録画著作物の原版及びこのコピーを輸入する権利が、録音著作物及び録画著作物の製造者の権利に追加される。(Article30.1(b))
- ・ 作者不明の著作物の権利者を特定する原則が追加される。(Article 41.1 及び 41.2)

工業所有権

- ・ 地理的名称又はベトナムの地元特産食品の地理的原産地を示すその他の表示に関する団体商標及び保証商標の登録出願権利は政府当局により管理される。(Article 87.3 及び 87.4)
- ・ 先願主義に関して、同一の又はそれと同等の複数の発明については一件のみが特許登録され、同一の又は有意差のない複数の意匠については一件のみが意匠登録されることが明確になった。また同一の出願人による同一の商品／サービスに関する同一の標章については一件のみ登録されることとなった。(Article90.1 及び 90.2) (訳注：出願の同一性についての改正だが、詳細は不明。また、関連意匠制度や連合商標制度などへの改正かどうかは、詳細不明。)
- ・ 知的財産出願の実体審査に関する期限が延長された。具体的には、特許出願は 18 ヶ月以内に、商標出願は 9 ヶ月以内に、意匠出願は 7 ヶ月以内に実体審査が行われることとなった。(Article119.2) 同時に全ての知的財産出願についての補正／追加の取り扱い期限が審査期間に相当する期間の 3 分の一を超えないこととされた。(Article 119.4)
- ・ 特許及び意匠の先使用は関連特許／意匠の出願日又は優先日以前の当該使用開始から生じる。
- ・ 知的財産代理人の登録要件について、許可を受けた事業機関リストは現在、共同経営(訳注：株式会社組織なのか不明)を含み、ベトナムで営業する外国の法律事務所(訳注：ベトナム在住の外国法律事務所は、登録要件から外れることとなる)は除かれる。(Article154.1)

植物品種権

- ・ 植物品種権の対象が育種材料及び収穫材料に修正され (Article3.3)、これらの対象の定義が加えられた。(Article4.26 及び 4.27)
- ・ 現在の植物品種の権利者は植物品種権についてベトナムと互惠協定を結んでいる国に住所を有する又は植物品種事業を有する及び／又は事業所のある外国の機関／個人を含む。(Article 157.2)
- ・ 植物品種権出願の出願代理を目的とした代理人になる条件は工業所有権の場合と同様である。
- ・ 植物品種の範囲は、登録となった場合、保護育成材料の無断使用による収穫材料にも及ぶ。ただし権利者が権利行使する然るべき機会がありながら、これらの権利行使を怠った場合を除く。(Article186.2)

- ・ 植物品種のライセンスングにおいては、Technology Licensing Law の下適用される規則の原則が政府予算を使用して作られた品種に追加される。

IPR のエンフォースメント

- ・ 知的財産調査（侵害に対する専門意見提供）実施に関する規則では現在、サービス提供者に IP examiner certificates の取得を義務付けている。その個人及び機関が現行法の要件を満たした場合、IP examiner certificate / IP examining organization certificate を取得できる。(Article 201.3)
- ・ 行政罰の対象である IPR 侵害行為に関して、著者又は権利者に損害を与える行為 (Article 211.1(a)) が、権利者から書面で請求されていたにもかかわらず IPR 侵害行為を中止しなかったという行為に替わって追加された。(Article 211.1(b))
- ・ IPR 侵害行為に対する行政処分について、現行の罰金規則では中止された侵害品の価値と同額以上でなければならず、中止された侵害品の価値の 5 倍を超えてはならないとあったが (Article 214.4)、新規則では政府により決定された過料の範囲に応じて計算されると替わった。それに従って罰金の最高額が 5 億 VND (約 3 万 US ドル) となる。(Article 218.2)
- ・ 侵害に対する水際対策について、具体的には通関手続きの差し止め請求について、差し止め期間の起算日として請求者が通関手続き差し止めに関する税関当局の通知を受領した日が適用される。

施行規則

- ・ 経過規定について、知的財産法の施行日以前に合法に取得された知的財産については、旧法の適用の原則が明確化された。特に、知的財産法は登録による権利及び責任並びにその登録に係る手続きに適用される。唯一の例外は保護権利の取消無効であり、その法的根拠は、登録を目的とした審査に効力を持つ法律であるということである。同時にこれらの原則は知的財産法の施行前に発行された原産地名称にも適用可能である。

知財権侵害に関する刑法の 2 つの条項を改正

- ・ 著作権と隣接権の侵害

ストラクチャーについて、著作権と隣接権の刑事侵害に関する Article 131 が著作権と隣接権の刑事侵害に関する Article 170a に替わり、Chapter XIII 国民の民主的権利に関連する犯罪から Chapter XVI 経済管理規定に関する犯罪に移行した。

犯罪の構造について、「深刻な結果をもたらす」、「行政処分がとられた」、「告訴されたがまだ侵害が続いている」の要因が削除され、「商業規模での」(sub-section 1) ; 著作権と周辺権利の侵害行為に替わった。しかしこれには以下の 2 種類が含まれる。(i) 製品、録音物、録画物のコピー及び(ii) 製品、録音物、録画物のコピーの公衆への流布。(sub-section 1 of Article 170a)

刑事罰について、罰金が引き上げられ 5,000 万 VND (約 3,000 US ドル) ~ 5 億 VND (約 3 万 US ドル) (sub-section of Article 170a) に、(i) 組織犯罪(ii) 多重犯罪については 4 億 VND (約 23,360 US ドル) ~ 10 億 VND (約 59,000 US ドル) となった。; 深刻な又は特に深刻

な結果をもたらす事件を除く。

- ・ 工業所有権の侵害

この犯罪のストラクチャーについては、「懲罰処分が適用された又は行政上処罰されたが深刻な結果をもたらす侵害を続けている」という要因が削除され、「国際的に」、「商業規模で」に替わった。また侵害行為は全て商標、地理的表示に関するもので、他の保護権利はない。(Article170.1)

罰則については、罰金の形での追加罰則が加えられ、5,000万 VND (約 3,000US ドル) ~5億 VND (約 3万 US ドル) (sub-section of Article 170.1)に、(i)組織犯罪(ii)多重犯罪については4億 VND (約 23,360US ドル) ~10億 VND (約 59,000US ドル) となった。; 深刻な又は特に深刻な結果をもたらす事件を除く。

Decrees 及び/又は Circulars の形の更なるガイドラインレギュレーションがこの改正を施行するために必要となる。

(2009年7月 ベトナム TRUNG THUC JSC 事務所 (弊所提携事務所) による情報)